

「わんわんふれあい広場」は、人と動物の豊かな共生社会を目指して設置されています。利用者一人ひとりが共通の認識を持って、管理運営に協力いただくことで、広場の良好な継続が成り立ちます。

清潔で気持ち良く利用するために、広場内のゴミ拾い・糞の始末など自主的な管理にご協力ください。飼い主のマナー向上および近隣住民との相互理解を深めるために、下記の規約を遵守してください。

1 利用資格

<人>

- (1) 「わんわんふれあい広場」利用規約の遵守を誓約して同意書に署名し、利用登録した人
- (2) 満16歳以上で本人確認書類等を提示できる人（16歳未満の方は登録不可）

<犬>

- (1) 「狂犬病予防法」に基づき飼い犬の蓄犬登録をし、鑑札の交付を受け、装着している犬
- (2) 「狂犬病予防法」及び「狂犬病予防法施行規則」に基づき狂犬病の予防注射を毎年1回受け、注射済票の交付を受け、装着している犬

※鑑札と申請年度の注射済票は利用登録申請時に現物を確認いたします。

2 利用時間・利用登録有効期間

- (1) 原則として、毎日9時～17時（年末年始の休園日を除く 午前9時以前でも解錠時は利用可能）
- (2) 大雨・強風等の荒天時や災害発生時など管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります。
また、緊急工事など広場の維持管理・運営上やむを得ない場合、予告なしに閉鎖することがあります。
- (3) 利用登録の有効期間は、利用登録時から直近の6月末日までになります。以降も継続して利用される場合は、更新登録手続きが必要です。

3 サイズ別専用エリア

- (1) 中・大型犬専用エリア：利用登録者一人につき中型犬は2頭、大型犬は1頭まで入場可
- (2) 小型犬専用エリア：利用登録者一人につき小型犬は2頭まで入場可
※Mix犬等標準成犬体重が不明の犬種は、6kg以上は中・大型犬エリア、6kg未満は小型犬エリア
※多頭登録された場合でも、各犬毎に指定されたエリア以外は利用できません。
※広場内の水飲み場利用時は節水にご協力ください。糞・尿の後始末には必ず水を使用してください。

4 利用上の注意（この内容は特に注意して守ってください）

- (1) 広場に入場する時には必ず利用登録証を見える位置につけ、利用簿に利用登録証番号を記入してください。利用登録証を忘れた場合は入場できません。
- (2) トラブル発生時の適切な対応が難しいため、未成年者（16歳以上18歳未満）が利用する場合は、利用規約に同意した保護者（18歳以上）の同伴が必要です。
- (3) 不適正利用については利用者同士互いに注意しあい、マナーの向上に努めてください。公園管理者から指示を受けた場合は従ってください。
- (4) 飼い主は飼い犬に首輪をつけ、目を離さず、常に犬の行動を制御できる状態で利用してください。リードを離す前に場内の雰囲気や犬を十分に慣れさせてください。
- (5) 怖がっている犬を追いかける、吠え続ける、他の犬にマウンティングをするなど、犬が興奮状態になった場合は速やかに制止させた後、場外に出て犬を落ち着かせてください。
- (6) 遊び道具を使う場合は、周囲の方に必ず確認してください（飲み込み事故等防止のため）。
- (7) 愛犬以外の写真撮影をする場合は、必ず飼い主の許可を得てください。なお、公園管理者が管理のために必要な撮影する場合はこの限りではありません。
- (8) 犬の健康状態をよく観察し、以下に該当する場合は広場を利用しないでください。

- ・ノミ・ダニ・シラミ・疥癬などの外部寄生虫、回虫・条虫などの消化管内寄生虫がいる
- ・犬パルボウイルス、ジステンバーウイルスなどの伝染性疾患に罹患している
- ・メス犬の発情期間中（期間は発情出血中および出血が止まってから4週間）である

(9) 利用に際しては、以下の禁止事項を行わないでください。

- ・広場前面道路や近隣商業施設等の駐車場への駐車
- ・犬を連れていない方、16歳未満の方（保護者同伴でも不可）、犬以外のペットの入場
- ・自身の利用登録証を他者に貸与する行為（家族間での貸与も禁止です）
- ・入口二重扉内でのノーリードおよび伸縮リード使用、エリア内でリード着用のまま犬を放すこと
- ・入口二重扉を同時に開けること（出る人が優先です）
- ・闘犬、噛み癖のある犬等、他の人や犬に危害を加える恐れのある犬の入場
- ・広場内での飲食、飲酒、喫煙、餌やり（おやつ・ご褒美含む）
- ・犬の毛づくろい（ブラッシングなど）
- ・ベビーカー（犬用を含む）、携帯イス、レジャーシートなどの利用時の障害となる物の持ち込み
- ・ゴミ、犬の糞、その他汚物を公園のトイレに流す行為や近隣住宅付近や道路等に放置する行為
- ・営利目的の利用や営業活動、政治活動、布教活動、宣伝・勧誘、他者の利用を妨げる集会活動など

5 自己責任による利用

(1) 広場内で起きたトラブルは、当事者同士で解決してください。人・犬いずれにおいても事故・怪我・伝染性疾病や皮膚疾患、寄生虫感染等のすべてにおいて、自己の責任であることを了承の上でご利用ください。東京都、指定管理者（公園管理者）、ボランティアは一切の責任を負いません。

(2) 事故発生時は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを遵守してください。

①犬が人をかんだ場合（飼い主が飼い犬にかまれた場合を含む）

飼い主は適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとると共に、その事故及びその後の措置について事故発生から24時間以内に、動物愛護相談センターか保健所に届け出をしてください。また、飼い主は事故発生から48時間以内に、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させてください。これらは条例で義務付けられています。公園管理者にも必ず報告してください。

②犬が犬をかんだ場合

咬傷事故は、当事者同士で解決していただきますが、発生状況やけがの状態、お互いの対応等を公園管理者には必ず報告してください。

③犬が迷子になった場合

必ず動物愛護相談センターか保健所に連絡をし、所轄警察署に届け出をしてください。

6 規約の変更

必要に応じて規約を変更することがあります。

7 個人情報について

登録申請書の個人情報に関しては、広場の管理・登録以外の目的には使用しません。

8 利用登録の抹消

利用規約に違反する行為、その他迷惑行為等があり、公園管理者等の指導に従えない場合、公園管理者の判断で利用登録を抹消することがあります。また、登録申請に虚偽の報告があった場合は登録抹消となります。

いずれの場合も速やかに利用登録証を返却していただきます。

なお、申請内容に変更が出た場合（転居、退会等）は速やかに公園管理者までお届けください。

都立小山内裏公園パークセンター

「わんわんふれあい広場」は「公園パークセンター」と「小山内裏公園わんわんサポーターズ」の協働により管理・運営を行っています。